

平成 26 年度補正

「ものづくり・商業・サービス革新事業補助金」
公募開始となりました。

事務員
湯田 えり奈



募集期間

平成 27 年 2 月 13 日(金)～平成 27 年 5 月 8 日(金)
※当日消印有効

設備投資、システム開発、新規雇用等をお考えの皆様、
最大 1,000 万円の補助金が取得出来るチャンスです !!

2月初旬、経済産業省の平成 26 年度補正予算が発表され、この度公募開始となりました。
地域の活性化に資する企業・産業に対する支援として組まれた『ものづくり・商業・サービス革新事業（ものづくり・サービス補助金）』をご紹介させて頂きます。

平成 26 年度補正予算案額 1020.4 億円

どんな補助金？

こちらの補助金は業種を問わず、【新しいサービス】や【新しいものづくり】の新事業にチャレンジする中小企業を支援する制度です。また今年度は、2社以上が連携して設備投資を行う際に利用できる【共同した設備投資等による事業革新】という制度も、追加となりました。

【新しいサービス】

補助上限額 1,000 万円 補助率 2/3

※設備投資が必要

補助上限額 700 万円 補助率 2/3

※設備投資を伴わない

【新しいものづくり】

補助上限額 1,000 万円 補助率 2/3

※設備投資が必要

補助上限額 500 万円 補助率 2/3

※設備投資を伴わない

【共同した設備投資等による事業革新】

補助上限額 5,000 万円 補助率 2/3

(一社 /500 万円)

補助金を受けるためには？

認定支援機関（※1）の全面的バックアップを得た事業を行なう中小企業であることが条件となります。
期間が限られており、厳しい審査もありますが、採択された場合、最大で 1,000 万円の補助金を取得出来るなど、非常にメリットが大きい制度です。

その他《政府系金融機関の低利融資制度（※2）》や《中小企業信用保険法の特例（※3）》等の制度を受けることもできます。

(※1) 認定支援機関

認定支援機関である当事務所が全面的にサポート致します。
ご安心ください。

(※2) 政府系金融機関の低利融資制度

政府系金融機関とは、国の支援策を金融面から推進する機関で、日本政策金融公庫（国民生活金融公庫と中小企業金融公庫）と商工組合中央金庫があります。
これらの機関では、中小企業に対して、事業に必要な資金を低利・長期・固定で融資しています。経営革新計画の承認を受けると、通常の条件よりも優遇された特別貸付を受けることができます。

(※3) 中小企業信用保険法の特例

資金融資の信用保証に関して、普通保証等の別枠設定や新事業開拓保証の限度額引き上げなど特例による支援措置が講じられています。

簡単に取得できる補助金ではありませんが、補助上限額が極めて大きいため、チャンスです！

一緒にトライしてみませんか？

この補助金に興味がある方は、是非当事務所へご相談ください。